

【令和6年度】沖縄労働局長がベストプラクティス企業への職場訪問を実施しました

趣旨

「過労死対策推進法」では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を過労死等防止啓発月間と定めています。

沖縄労働局（局長 柴田 栄二郎）では、この取組みの一環として、働き方改革や長時間労働の削減等に向けた積極的な取り組みを行っている企業を訪問し、その取り組みなどについて、各企業の参考となるようご紹介しています。

訪問日 令和6年11月26日（火）

訪問企業 有限会社スタプランニング

本社所在地 沖縄県那覇市与儀1-8-7
代表者 代表取締役 赤嶺 剛
従業員数 15名（令和6年11月1日現在）（事務4、設計3、施工8名）
設立 平成8年1月
業務内容 建設業（建築、設計、不動産開発等）

訪問概要

赤嶺サオリ専務取締役から各取り組みについてご説明いただくとともに、社員と意見交換を行いました。

建設業における働き方改革においては、国土交通省と連携して進めていることから、内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部から、公園・まちづくり調整官にもご参席いただきました。



主な取り組み

受注基準の見直し

短期集中型の仕事を減らし、工期の長い仕事の比率を高めたことに加え、無理のない納期を設定。

残業を届け出制に変更

会社幹部が鍵を管理し、社員の出退勤を適切に管理、把握するとともに、無駄な残業を抑制し、メリハリある効率的な仕事への姿勢を育てている。

業務は2人体制

メインとサブを決め、社員教育と属人化の防止

女性が働きやすい環境づくり

社員の女性比率が6割。夏休み等は、子供も一緒に出勤可能な環境がある。

意見交換

沖縄労働局長（以下、局長） 働き方改革に取り組むようになったきっかけは？
赤嶺専務（以下、専務） 10年くらい前から取り組みを始めた。当時、当社はいわゆる「ブラック企業」であったと認識している。残業時間が長いこともあって、社員がなかなか定着せず、それらのため生産性が上がらないといった悪循環に陥っていたが、それでもなお残ってくれた社員たちの「これからもこの会社で働き続けたい」という強い思いに心を打たれ、持続可能な会社を目指して働き方改革に取り組むようになった。

局長 人手不足への対応は？

専務 社員ひとりひとりのスキルアップ。社員の能力向上や資格取得に援助・協力を惜しまない。また、当社は、地域に密着した経営を目指している。小学生のころから会社事務所に頻繁に遊びに来ていた近隣の人たちを、今年度、新入社員として会社に招き入れることができたことを、非常にうれしく思っている。

局長 工事の受注にあたって意識していることは？

専務 ありがたいことに、当社で請負う工事の多くにおいて、施主の皆様とは長いお付き合いをいただいている。施主の皆様には会社の実情を知っていただくことにより、円滑に工事を進めていくことができていると感じる。また、工事を受注するにあたっては、工期の長い仕事の比率を増やしたことに加え、繁忙期をずらすなどの工夫を意識している。

局長 働き方改革を進める上で苦労した点は？

専務 改革当初は受注が減り大幅な赤字に転落した。その後は徐々に取組の効果が表れることに伴い業績は改善していき、現在は黒字回復しているが、軌道に乗るまで3年要するなど、苦労が伴った。

局長 働き方改革に悩む県内企業にアドバイスを

専務 働き方改革は会社の規模に関わらずやり方があるはずなので、中小・零細企業だからと諦めずに、取り組んでいただけたらと思う。